

平成 31 年 春の火災予防運動実施要綱

四日市市消防本部

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（平成 30 年度全国統一防火標語）

『忘れてない？ サイフにスマホに火の確認』

3 実施期間 平成 31 年 3 月 1 日（金）から 3 月 7 日（木）までの 7 日間

4 実施区域 四日市市消防本部管内一円

5 推進機関 消防本部・消防署、防火協会、消防団（朝日町及び川越町の消防団を除く）

6 重点項目

(1) 住宅防火対策の推進

住宅火災を防止するため、住民に対し暖房・調理器具等の取扱いに関する注意喚起など積極的な広報を行うとともに、住宅用火災警報器の設置の徹底及び適切な維持管理の啓発を図る。

(2) 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進

木造建築物が密集している地域など、延焼の拡大危険性が高い地域を中心に、立入検査や訓練指導などの機会を通じて、火気設備の適正な取扱いの徹底など火災予防に関する広報を実施し、出火及び火災拡大の防止を図る。また、たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行等、火気管理の徹底を図る。

(3) 放火火災防止対策の推進

出火原因の上位は、全国的にも毎年放火（疑いを含む）であることから、「放火されない、放火させない」環境づくりを推進するため、あらゆる機会を通じ広報を行い、放火防止対策の徹底を図る。

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

特定防火対象物等の関係者に対し、防火管理体制の確立や消防用設備等の適正な維持管理について適切に指導を行い、不備のある場合には速やかに是正させ、防火対象物における火災発生危険等を抑制し、防火安全対策の徹底を図る。

(5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

電気製品、燃焼機器等、発火源となることが懸念される製品に関する適切な使用や維持管理を呼びかけ製品火災の発生防止を図る。

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

地域のイベントや祭り等、多数の者が集合する催しにおいて火災が発生すれば被害が甚大となるおそれがあることから、非常用燃料等の適正な貯蔵・取扱いの徹底を図るとともに、火気や照明器具を使用する屋台等に対する火災予防指導により、出火防止の徹底を図る。

(7) 林野火災予防対策の推進

林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚を図るとともに、火災警報発令時の火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図る。

7 実施事項

(1) 消防本部

ア 特別消防訓練の実施

(ア) 日時：3月2日（土）8時45分～9時30分

(イ) 場所：四日市市安島一丁目 ララスクエア四日市

イ 消防広場（平成31年『消防春ふえす in 四日市 S T Y L E 』）

(ア) 日時：3月2日（土）10時00分～15時00分

(イ) 場所：四日市市安島一丁目 市民公園（博物館東側広場）

(ウ) 内容 防火パレード及び特別立入検査（近鉄百貨店四日市店）、地震体験、はしご乗車体験、ちびっこレスキュー訓練、新型消防車両・ドローン展示、消防音楽隊演奏、消防団洒水火消太鼓、広報グッズ配布、ラジオ公開収録等

ウ 広報資料の作成、配布等

(ア) 防火ポスター配布

(イ) 四日市市、朝日町及び川越町の広報紙、地区市民センターだよりによる広報

(ウ) C T Y及びC T Y F Mの放送並びに市及び消防本部ホームページによる広報

(エ) 予防運動懸垂幕・横断幕及び住警器懸垂幕の掲出

エ 関係機関に対する協力依頼

自治会、地区市民センター、官公庁、学校、コンビナート事業所、スーパー、百貨店、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設、交通機関、個室型店舗、パチンコ店、防火協会会員等に対して本運動の周知及び協力依頼

(2) 消防署及び分署

ア 各消防署の計画に基づいた消防訓練、訓練指導及び消防広場の実施

イ その他、重点項目及び署所の実情を踏まえた取り組みの実施

(3) 消防団

ア 火災予防広報、啓発活動の実施

イ 消防署が行う行事への協力

ウ その他重点項目を踏まえた活動の実施

以上抜粋。

